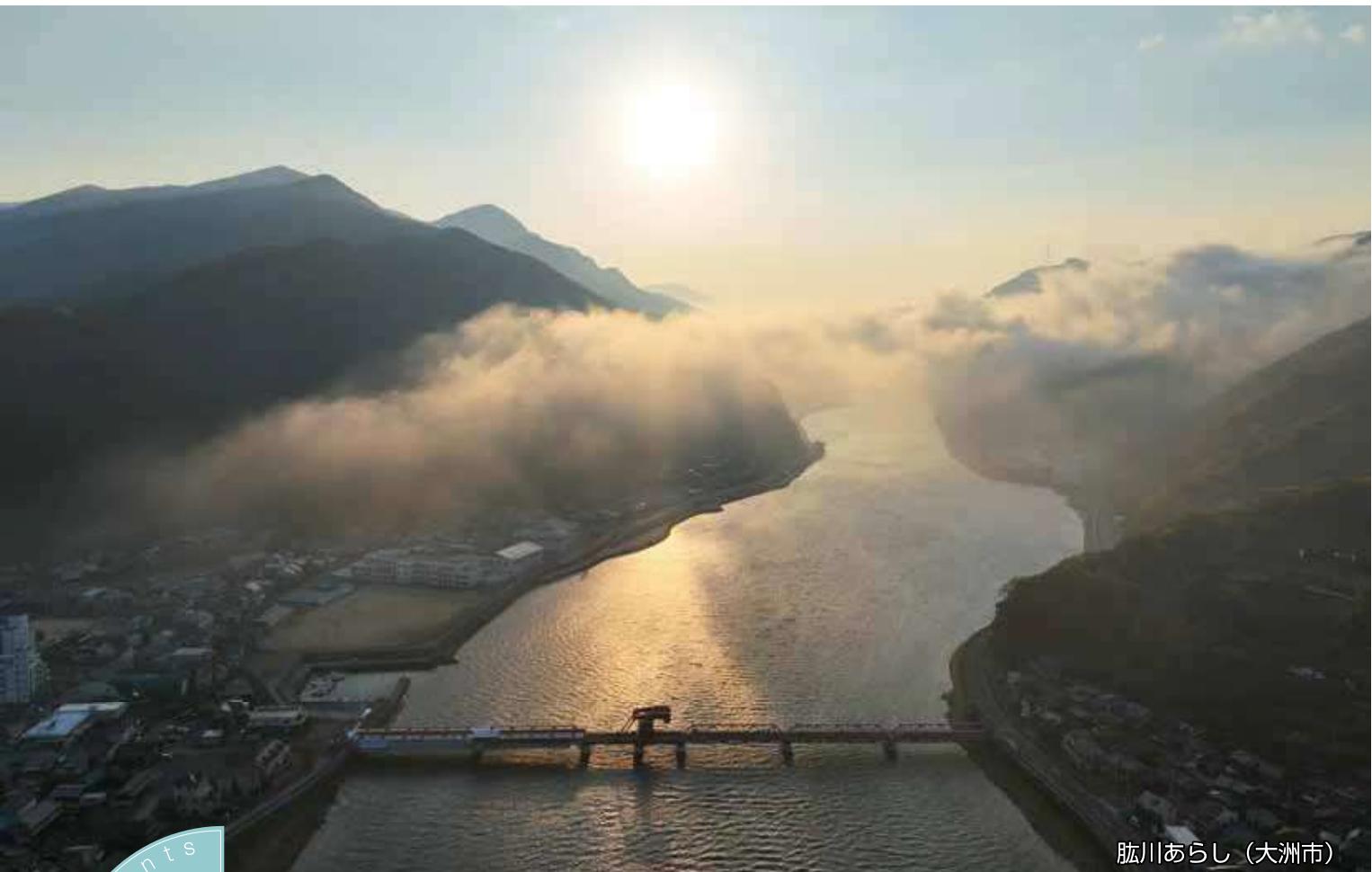


2025. 1
通巻 第169号

えひめ 社労士会だより

C e r t i f i e d S o c i a l I n s u r a n c e L a b o r C o n s u l t a n t



肱川あらし（大洲市）

contents

新年のご挨拶 1

IT-BCPセキュリティ研修に参加して 7

令和6年度第2回必須研修レポート 9

令和6年度中予支部厚生事業に参加して 10

東予支部厚生事業 11

フレッシュ会員広場 13

理事会だより／委員会だより／支部だより／中国・四国地域協議会の動き 15

新入会員紹介 16



愛媛県社会保険労務士会



新年のご挨拶

愛媛県社会保険労務士会
会長 中井 康策

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、石川県能登地方を震源とする震度7の地震発生という悲惨な出来事からのスタートでした。政界においては、年間を通して政治資金問題がくすぶる中、10月1日に石破新内閣が発足後の衆議院解散総選挙では、政権与党が15年ぶりに過半数割れとなり、本年も難しい政局運営が予想されますが、与野党協力のもと、国民の信頼が得られる政治改革を期待いたします。

また、本年は5年に1度の年金制度改革の年でもあり、厚生労働省（社会保障審議会年金部会）では、在職老齢年金の支給停止基準額の引上げや厚生年金の適用拡大、標準報酬月額上限額の引上げ等が審議されているので、引き続き注視してまいります。

さて、昨年11月から国家資格等連携・活用システムの運用が開始され、私たち個々人のオンライン登録が可能となります。将来的には、国家システムと連携した提出代行証明書やマイナンバーによる電子申請が可能となり、業務の利便性が格段に向上しますが、一方でセキュリティの強化が求められます。一昨年6月に社労士業務用システム会社のクラウドサービスがランサムウェアに感染し、被害を被った会員も多数いましたし、昨年6月には愛媛県社会保険労務士会（本会）事務局のサーバーが同じくランサムウェアに感染し、幸いにも現在まで情報の漏洩は確認されていませんが、会員や関係者の皆様にご心配やご迷惑をおかけいたしました。

全国社会保険労務士会連合会（連合会）はデジタル化の推進を事業の柱に掲げる中で、セキュリティ対策も並行して推し進めています。そこで本会として、連合会の支援を受けて、昨年末に「IT-BCPセキュリティ研修」を開催し、30数名の会員に受講いただきました。セキュリティに関する研修は今後も実施してまいりますが、会員の皆様には、セキュリティの重要性を今一度ご理解いただき、研修の受講はもとより、かねてからお願いしている社労士版Pマークである「SRPⅡ」認証取得や社労士賠償責任保険への加入が未だの方は、この機会にぜひご検討をお願いいたします。

本年は、愛媛大学との連携協力に関する協定の締結に向け、来たる3月4日に調印式とシンポジウムが開催されます。この協定は、互いの専門的知見やノウハウを共有し、それぞれの資源を有効活用することで地域の活性化と持続可能な社会の実現を目的としたもので、学生に対するワークルール学習やキャリア支援をしていくことで、社労士資格にも関心を抱いてもらえればありがたいと考えています。

また、本年も会員間のコミュニケーションを図るとともに社労士PRの取組みとして、中国・四国地域協議会主催のソフトボール大会への参戦、愛媛マラソンやお城下リレーマラソン大会への参加、親睦ゴルフコンペの開催、海岸清掃ボランティアなどを行ってまいります。多数の会員のご参加をお待ちしています。

終わりに、本年が本会と会員の皆様にとって実り多き一年となりますことをご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



新年のご挨拶

愛媛県知事
中村時広

明けましておめでとうございます。

令和7年の年頭に当たり、謹んで新春のお喜びを申し上げます。

愛媛県社会保険労務士会の皆様方には、日頃から、人事・労務管理に関する専門家として、労使間で生じたトラブルの解決、事業主への経営・労務に関する助言など、労働者福祉の向上や県内企業の健全な発展に多大な御貢献を賜りますとともに、働き方改革に取り組む企業・事業者を適切に支えていただいているおり、深く敬意と感謝の意を表します。

御案内のとおり、県内経済は、緩やかに持ち直しの動きが見られるものの、少子化・人口減少の進行にともなう企業の人手不足の深刻化や物価の高騰など、依然として楽観できない状況が続いています。

こうした中、県では、社会保険労務士の皆様の御協力を賜り、昨年10月から「えひめ業務改善応援事業」を開始し、生産性の向上と積極的な賃上げに取り組む中小企業等を支援しているところです。

また、県内経済の持続的な発展には産業人材の確保・定着が不可欠ですが、若い世代の県外への流出が続いていることから、女性活躍や仕事と家庭の両立支援を図り、男女ともにやりがいをもって就労継続できる職場環境づくりを推進する「ひめボス宣言事業所」の一層の拡大に注力しており、これまでに600社をこえる事業所に認証を取得いただきました。更に、認証事業所の取り組みの見える化を図り、学生等に広く周知していくことで、県内の魅力ある企業を知っていただくきっかけとなり、若年層の県内就職の促進に結び付けていきたいと考えております。

加えて、県も率先して、男性の育休取得は当たり前という職員一人ひとりの意識改革や育休取得者の業務への応援体制の強化、子どもが生まれる職員に対して育児参画の重要性を学ぶ研修会の開催など、全庁を挙げた取り組みを進めてきた結果、令和5年度における男性職員の育休取得率100%を達成いたしました。

今後とも、誰もが働きやすい地域づくりを目指した事業を積極的に展開して参る所存ですが、こうした施策を円滑に推進していくためには、労務管理のエキスパートである社会保険労務士の皆様の御協力が不可欠です。

どうか皆様方には、引き続き、企業と労働者の懸け橋として、本県企業の健全な発展と労働者福祉の増進にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、愛媛県社会保険労務士会のますますの御発展、並びに会員の皆様方の今年一年の御健勝、御多幸を心からお祈り申し上げます。



新年のご挨拶

全国社会保険労務士会連合会
会長 大野 実

会員の皆様におかれましては、健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素から当連合会の事業活動に深いご理解をいただきしておりますことに心より感謝申し上げます。

昨年を振り返りますと、我が国経済は「新しい資本主義」そして「成長と分配の好循環」「賃金と物価の好循環」の実現に向けた取組みにより、春季労使交渉では賃上げの機運が高まりつつあり、1991年以来33年ぶりの高水準の賃上げが実現し、30年間上がらなかった賃金や物価についても様々な形での取組みが動き出しているように感じています。

政府は、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化による三位一体の労働市場改革を推進するとともに、人手不足への対策として、デジタル化の更なる推進、生産性の持続的向上に向けた設備投資、販路開拓、海外展開等への取組みを後押しすることによって、デフレからの脱却と経済の新たなステージへの移行を目指してきました。

現在、我が国社会は、高齢化、人口オーナス現象が一層進展し、いわゆる第4次産業革命の到来によって、まさにDXの時代を迎えております。

新たに迎えました本年においては、政治、経済、社会情勢のすべてにおいて更なる変革がなされる年であるとの認識のもと、我々社労士は、従来の価値観にとらわれず、新たな視点で事業主、労働者双方に対して、その社会的使命を果たすべきであると、決意を新たにしたところです。

現在、国民は働く上で、賃金だけでなく、豊かさ、幸福度なども重視するようになってきております。さらには育児や介護、治療をしている人たちにも安心して働くことのできる職場環境を実現することも必要です。

そのためにも、連合会では、企業に求められている労働基準法上の法定三帳簿を通じて得られる情報を手がかりに、人的資本経営の視点での取組みを具体化しており、今後より一層注力してまいりたいと考えています。我々の使命は、企業において、一人ひとりが働きやすい環境を作り、より前向きに働きたいと思える職場づくりを支援し、実行することだということを会員の皆様と共有させていただけますと幸いです。

我々は、社労士制度を通じて国民の負託に応えるために、都道府県会と連携し、コーポレートメッセージに掲げる「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現に向けて使命感を持って取り組んでまいります。

結びに、年頭にあたり本年が皆様にとって実り多き一年になりますことを祈念申し上げ、ご挨拶いたします。



新年のご挨拶

四国厚生支局長
榎本芳人

令和7年の新年を迎えるに当たり、謹んでお慶び申し上げます。

愛媛県社会保険労務士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から年金・医療保険を初めとする厚生労働省所管の事業へのご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

年金制度につきましては、昨年は、5年に1度、国民年金及び厚生年金の財政の現況及び見通しを作成するという、いわゆる財政検証を実施する年となっていました。昨年7月に公表された財政検証の結果においては、いわゆるマクロ経済スライドによる給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通しが、様々な前提をおいた上で示されております。そして、現在、財政検証の結果等を踏まえて、社会保障審議会年金部会において、次期年金制度改革に向けた議論が行われているところです。

また、医療保険制度については、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けていただけるよう、マイナンバーカードと保険証の一体化に向けた準備を進めてきました。昨年（令和6年）12月2日には、健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへと移行いたしました。新たな仕組みへの移行に伴いまして、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証利用登録をしていない方などについては、申請を行っていただくことで速やかに資格確認書の交付を受けることができます。新規加入時に資格確認書の発行を申請されなかった方などに関しましても、ご加入の医療保険者より資格確認書を職権で交付することとしており、切れ目なく保険診療を受けられる環境の確保に努めてまいります。

このように、年金制度の改正や医療保険に関する新たな仕組みの構築がなされようとしている中で、社会保険・労働保険に関する専門家であります社会保険労務士の皆様の役割は、ますます重要となってきております。引き続き、適正な適用・徴収業務の実施や街角の年金相談センターの年金相談事務の一層の推進等のため、ご支援・ご協力をお願いしますとともに、年金・医療保険に関する制度改革の周知等についても、従来以上に格別のご協力をお願いしたいと考えております。

今後も引き続き、年金・医療保険を初めとする厚生労働省所管の事業の推進のため、更なるご尽力とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、愛媛県社会保険労務士会の益々のご発展と会員の皆様の益々のご活躍をお祈り申し上げまして、新年を迎えての挨拶とさせていただきます。



年頭所感

厚生労働省 愛媛労働局長

常盤剛史

あけましておめでとうございます。

愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様には、労働保険の関係事務手続きをはじめ、労働関係法令の周知及び履行確保に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、経済情勢は緩やかに回復しながらも、原材料費・燃料費の高騰という厳しい環境と、企業における人手不足感の高まりが見られる中で、賃金上昇と物価上昇が進展し、デジタル化や人的資本投資による生産性向上等の取組により、持続的な経済成長の実現が期待されるところです。

愛媛労働局では、少子高齢化や若年者の県外流出など労働力人口の減少が加速する中で、多様な人材がその能力を最大限生かして活躍できる社会を実現するために、就業環境の整備や就職支援、人材育成支援を引き続き重点的に実施するとともに、継続的な賃上げや多様な働き方を実現するための支援を行ってまいります。

昨年4月から、建設業、自動車運転業務及び医師に対して時間外労働の上限規制が適用されております。これら職種の時間外労働の問題に関しては、背景に、長時間の待ちや短い工期設定など事業主の努力だけでは解決できない取引慣行の課題もあり、関係企業となる顧問先事業場の関係法令の理解の促進へのご協力をお願い申し上げます。

また、令和7年4月から段階的に施行される改正育児・介護休業法においては、男女ともに育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化など、仕事と育児・介護をしやすい職場環境整備に向けた制度等がさらに拡充されます。昨年11月に施行されましたフリーランス・事業者間取引適正化等法においては、フリーランスが安心して働く環境整備のため、フリーランスからの申出内容に応じた調査等の実施、発注事業者への指導・助言等により法の履行確保を図ります。「同一労働同一賃金の遵守の徹底」についても引き続き監督署と連携の上、パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収の実施により同法の履行確保を図っております。これらの履行確保を始め、働きやすい職場づくりに向け取り組んでまいりますので、引き続き、会員皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

さらに、政府はオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を推進しており、労働分野における労働生産性の向上や業務効率化を図る上では、会員皆様の電子申請のご利用が不可欠となっておりますので、重ねて会員皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、愛媛県社会保険労務士会の益々のご発展と会員皆様のご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

愛媛県特定最低賃金改正のお知らせ

	時間額	改正発効年月日
① パルプ、紙製造業最低賃金	1, 050円	R06.12.25
② はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	1, 049円	R06.12.25
③ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1, 038円	R06.12.25
④ 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	1, 070円	R06.12.25

(注) 上記の特定最低賃金には、適用除外の労働者と、①から③の産業には適用除外の業種が定められており、これらに該当する場合は、愛媛県最低賃金が適用されます。
詳しくは下記へ

◆愛媛労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/>

◆お問合せ先

愛媛労働局 賃金室 (電話 089-935-5205)

松山労働基準監督署 (電話 089-917-5250) 又は、最寄りの労働基準監督署

働く皆様に安心を。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための
国退職金制度です。

① 国の退職金制度!

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんも
ご加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等
との資産移換も可能です。



詳しくはホームページ
をご覧ください。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

社労士推進月間 無料相談会を実施しました！

令和6年10月27日(日)にSAIJO BASE・フジグラ
ン今治・フジグラン松山・フジグラン北浜で、11
月3日(日)にイオンスタイル松山で、社労士推進月
間無料相談会を実施し、19名の相談員が社会保険
や労働問題など18件の相談に対応しました。



IT-BCPセキュリティ研修に参加して

中予支部 脇 本 美 緒

ITと聞くとドキッとするくらい、パソコン操作の苦手な私。大学を卒業し、折しも、Windows95が発売された頃に就職をした世代で、筆圧を強くしないと写らない手書き複写式五葉伝票とオフコンも並行して入力していたのを懐かしく思います。そんな世代の私ですので、パソコンでの仕事が当たり前の今の世の中でなんとか必死に悪戦苦闘の毎日を過ごしています。

こんな私ですが、IT-BCPの規程作成依頼があり、企業の担当者の方々と試行錯誤で打ち合わせをしていた最中に、今回の研修開催のお知らせが！一筋の光明が見えてきた瞬間でした。この朗報が目に留まり、今回、藁をもつかむ思いで受講させていただきました。本当にタイムリーで、委員会の先生方、そして登壇された愛媛大学の乗松先生に感謝申し上げます。ありがとうございます。

そこで今回の研修で（素人の私でもできそうな）、お客様への有益情報を何点か共有できればと思います。

まずは、今、企業はどのようなIT-BCPのレベルであるかを診断すると現在の立ち位置が分かりやすいと思いました。乗松先生から、5分でできる診断のツールの紹介があったため、研修の翌日の打ち合わせで担当者の方々と早速行ってみました。結果は、規程作成が大詰めであったのも功を奏し、かなりいい結果が出ました。そして、規程の内容と5分診断に記載されている対応例を見比べ、規程では触れていない対応例を入れることになり、よりよい規程作成ができました。企業の方々も工夫のあるBCP対策ができたという実感を示してくれたことが今回の一番の醍醐味でした。

2つ目は、トラブルが起こった時には、“ネットワークを切断してもパソコンの電源は切らない！”という目からうろこの情報です。これは、パソコンに残っている履歴を消さないということが目的で、訴訟等になった時のエビデンスにもなるとのことです。「パソコンに被害を出さないためにブチッと切ってしまいそう。」と、企業の方も言わっていたので、正しい対応を伝えたことに大変喜ばれる結果になりました。

そしてもう一つ。グループワークで、色々な先生方のアイディアを聞くことで、対応の実践シーンについても説明ができたことです。最後はやっぱり、“紙で作成して・・・走る。”とても基本的ではありますが、セキュリティが脆弱になった時の最終手段になるのですね。

最近、社労士ソフトでの被害も報じられ、自分の力ではどうにもならないこともあります、今回の受講で、正しい知識と真摯な対応をすることで、逆に信頼の創出につながると感じました。また、知識を知恵に変え、ルール化することで慌てず対応できることを学びました。転ばぬ先の杖とはこういうことなのですね！



南予支部厚生事業に参加して

南予支部 中野季利子

令和6年10月23日～24日、南予支部厚生事業に初めて参加しました。行き先は東京。日本銀行貨幣博物館を皮切りに、社会保険労務士会館訪問、皇居周辺散策、夕食はクルージングディナー、翌日は築地で朝食、はとバスツアー（スカイツリー、浅草、シェラトンランデでランチ、東京タワー）と続き、旅行が苦手な私でもワクワクする日程につられ、思わず参加ボタンをポチ。いえウソです。参加申込書をファックスしてしまいました。

旅の初日は松山空港に集合。羽田から電車で日本橋へ。昼食後に貨幣博物館を見学し、社会保険労務士会館へ。全国社会保険労務士会連合会の大野会長が迎えてくださり、売上アップのために何をしてきたかや、統計数字の読み方など、ざっくばらんに明るくテンポよく話してくださいました。また、スタッフの方々は、仕事中にもかかわらず手を止めて、立ち上がり、各部署の業務内容について簡潔に親しみやすい話し方で説明してくださいました。社労士会連合会のウェルカムな雰囲気にもとても感動しました。

その後、多少の予定変更を経て、夕食は東京湾クルージングディナー。夜景が輝く東京湾をゆったりと進む船の上で、美味しいイタリア料理を堪能しました。また、参加の先生方と写真を撮ったりおしゃべりをしたりして、楽しい時間を過ごしました。

翌朝は築地市場で朝食。新鮮な海鮮を堪能し、活気あふれる市場の様子を楽しみました。その後、はとバスツアーに参加し、スカイツリーや浅草、シェラトンランデでの豪華なランチ、そして東京タワーを下から見上げたところで、電車で空港へ急ぎました。それぞれの名所で写真を撮り、思い出がたくさん増えました。

今回の厚生事業は、私にとってとても充実したもので、新しい場所を訪れ、普段会うことのない人々と交流し、多くのことを学びました。この楽しい旅を企画・運営していただいた支部長はじめ、役員の先生方、ともに旅をした先生方に感謝いたします。



令和6年度第2回必須研修レポート 「コンピュータは笑わない」

中予支部 近 藤 政 明

第2回必須研修の会場で、「おっ！」と驚きました。受付の机の上に、私が買った本が山積みになってます。今日の講師は本の著者です。人事評価の著書は大変参考になったのを思い浮かべます。必須研修は楽しそうだと思いました。前半の大津先生の研修を楽しみに会場に入りました。後半は水町先生です。

研修前半、大津先生のお話は、人事評価の話で、基本的な点から丁寧に解説していただき、時が早く過ぎていきます。本で読んだ内容の基本構造が良く解りました。



研修後半の水町先生のお話も、大変興味深い物でした。実務より哲学的なお話で、仕事で、狩獵時代、農耕時代、工業時代、AI時代の解説です。聴衆の方に、どの時代が良いか尋ねられ、私は農耕時代に手を上げました。私はどうも封建時代が良いのでしょうか？

私は農耕時代が良くて、時代はAI時代になります。講習を聞いて考えることがありました。AI時代で、仕事は無くなるのでしょうか？AIが仕事をして、働くかな

くても良い時代が来るのでしょうか？時代が変わり世の中が変わり仕事も変わる。AIで便利になっても、時代が進んでも、より良いサービスを求め、新しい仕事がまた生まれてくるのでは？そんなことを考えていました。AIは、そのうち痛いと言うようになるかもしれない。CPUが熱暴走しますとか、しかし、私はこう思います。コンピュータが痛いと言うようになっても、コンピュータは笑わないのでは？私は笑うコンピュータを知りません。笑うのは人間、生物だけ、コンピュータが笑わないのなら、人間の仕事は無くならない。こう思います。人を笑わせるのは、人間だけが出来る仕事の一つで、人間だけが出来る仕事があり、人間がする仕事は無くならないと。



令和6年度中予支部厚生事業に参加して

中予支部 竹 内 勇 輔

令和6年12月13日（金）マリベールスパイアにて令和6年度中予支部厚生事業（忘年会）が開催され、参加させていただきました。私は令和6年11月に社会保険労務士として登録させていただき、今回が初めての参加となりました。社会保険労務士となって1ヶ月もたたないのに忘年会に参加するのはいかがなものかと考えましたが、諸先輩方にお会いし、顔を合わせ、直接お話を伺うことができる機会を逃すのはもったいないと思い団々しくも参加させていただきました。

当日は送迎マイクロバスに乗車し、会場となるマリベルスパイアへと向かいました。途中、車内では会場が会場なだけに、実はサプライズで誰かの結婚式があるのでないか？といった声が聞こえてきたので緊張も和らいでいきました。会場に着き開会そして乾杯と続き諸先輩方へのご挨拶をさせていただきました。当日は約40名の先生が参加されていました（参加された全ての先生にご挨拶できたわけではありませんが）お話を聞きする中で「我々はライバルであるかもしれないけれど仲間でもあるのだから相談くらいには乗れるよ。」そう言っていただいたことが印象に残っています。歓談の時間から変面ショー、マジックと続き、とても素晴らしい時間を過ごさせていただきました。特に変面は、初めて目にしたのでとても楽しかったです。



閉会に際して中井会長から「愛媛大学と共同で～」といったお話がありました。（アルコールが入っていたので間違っていたら申し訳ございません。）そこで思ったのは、社会保険労務士は、企業と労働者だけでなく、社会と個人のあいだを取り持つことも大切であるということです。実際私も社会にてて学生の時に労働保険や社会保険、年金についてもっと知っておけばよかったと何度も思っていたのを思い出しました。

最後となりますが、このような拙い文章をお読みいただきありがとうございました。まだまだ右も左もわからない未熟者ですので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。



東予支部厚生事業

東予支部 石川季代乃

令和6年11月30日土曜日、快晴の中、東予支部厚生事業が開催されました。

昨年の厚生事業「牡蠣小屋」に続き、今年も事務局より田中さんが参加してくれました。事務局の方と、普段なかなか顔を合わす機会のない東予支部メンバーにとって、事務局の方と交流ができる非常に良い機会となりました。

さて、今年の厚生事業ですが、何をするか？どこに行くか？支部会で相談し、今年もバスツアーで交流事業にしようと、徳島行きが決まりました。

兎に角、目的は美味しいものを食べて交流すること！です。更に支部の皆様に喜んでもらえるように盛り沢山な内容を企画しました。

充実したプランなので当然、朝の出発時間はとても早いものになってしまいました。

私は、7時に西条駅からバスに乗り込み、みなさんと合流しましたが、今治から参加して頂いた先生方はもっと早く家を出られたと思います。

高速で徳島入りをし、まず向かったのは藍住町にある『歴史館 藍の館』で、徳島が誇る伝統の阿波藍、藍染め体験に挑戦しました。1人一枚、それぞれ好みの染め方で藍染のハンカチを作成しました。それぞれの個性が出て、どれも素敵な作品に仕上りました。出来上がったハンカチにアイロンをかけて、売り物のようにラッピングもして持ち帰ることができました。



続いて次の目的地は、世界最大級の渦潮を見るために、うずしお観潮船でのクルーズ体験です。私達が乗り込んだ船は二階がある大きな船でした。大鳴門橋の下を通ったあたりで大きな渦潮が見えるんですが、1階からみる渦潮は真横から海を覗き込む形になり、少々分かりづらかったです。しかし、代わりに荒波の迫力を間近で感じることができました。次回は是非、有料席の二階から渦潮を見てみたいです。



藍染体験とクルーズ体験も終えるとちょうどお昼の時間で、いい感じにお腹も空いてきて、最高の状態でランチタイムを迎えることが出来ました。

今年の厚生事業のメインと言っても過言でない、ランチタイムです。このお昼ごはん、想像以上でした。何がすごいかと言うと、これでもかと言わんばかりに海鮮豪華食材が（伊勢海老、ぞうり

えび、あわび、はまぐり、牡蠣、車海老、サザエ）勢揃いです！！（語彙力がなくてすみません。）しかも、伊勢海老も車海老もあわびも生きた状態ででてきます。残酷焼きです。スタッフの方が焼いてくれ、殻も剥いでくれて、至れり尽くせりです。そして、伊勢海老やあわびは、車海老を丸々焼きと刺し身とそれぞれ丸々1個1尾ずつあるというなんとも贅沢なランチでした。



お腹をいっぱいに満たした後は、今話題の道の駅「くるくるなると」でお買い物です。

皆さん、家族やスタッフへのお土産を沢山買い込んで、今回の厚生事業は終了しました。

盛り沢山な内容に、お腹も心も満たされました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。



フレッシュ会員広場

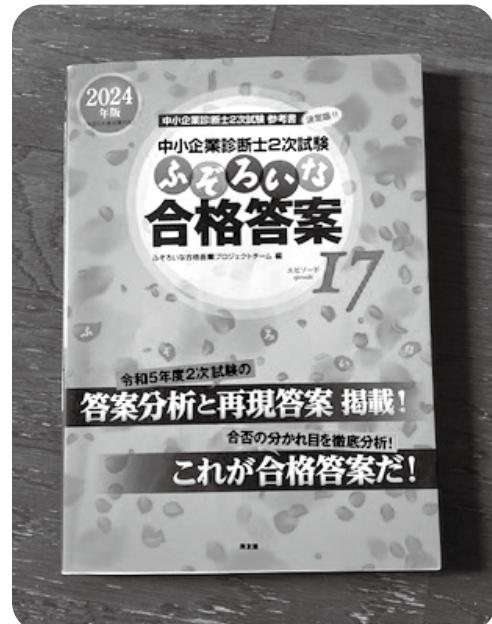
2024年を振り返って

東予支部 宮 内 大 輔

皆様こんにちは。2024年2月に開業した宮内と申します。よろしくお願ひします。早いもので今年も1年が終わろうとしています。今年は個人的に色々なことがありました。

3月の新人研修会では、先輩方から貴重なお話を頂き、業務を行う上で責任、倫理観を持ち、真摯に取り組む姿勢の大切さを教えてくださいました。社労士としての心構えを持つことができました。私自身の活動内容については、障害年金請求手続の代行、愛媛働き方改革推進支援センターの専門員として事業所訪問等をさせて頂きました。初めての経験ばかりで上手くいかないとの連続で、日々反省、己の至らなさを自覚するばかりです。

また、今年は、学び直しの一環として取り組んでいた中小企業診断士の勉強を同時に行っていました。ご存じの方もおられるとは思いますが、中小企業診断士とは中小企業の経営課題に対し、企業の成長戦略策定や実行のためのアドバイスを行う専門家のことです。社労士の業務内容と親和性が高く、自分を成長させてくれる国家資格だと考えていました。前置きが長くなりましたが、その中小企業診断士試験があり、1次試験を無事通過（合格基準点ギリギリでしたが・・・）することができました。そして2次試験の勉強に取り組み始めた矢先に体調を崩すという事態になりました。体調が安定しないこともあり、勉強時間を確保できないまま、2次試験に挑み、結果は散々な出来でした。



今回の出来事を受けて、体調や自己管理を疎かにしてはいけないとつくづく感じるようになりました。特に開業している現状を考えると尚更のことです。来年は、体調をしっかり戻して、社労士会の開催する研修にも積極的に参加し、交流を広げるとともに仕事も勉強も精力的に取り組み、自分自身を成長できるよう、日々精進していきたいと思います。

全国社会保険労務士会連合会団体契約 社会保険労務士賠償責任保険制度のお知らせ

**社労士登録の変更手続きを行った皆様、
保険契約内容の変更のお手続きは
お済みですか？**

保険期間中にご加入内容の変更(またはその予定)がある場合、
ご自身で所定のお手続きが必要となります！

保険の補償に影響するため、お早めにご連絡ください。

登録区分の 変更

- 開業⇨勤務
- 法人化
- 登録抹消 等

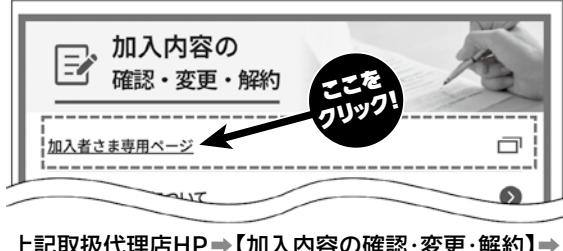
加入者さま 情報の変更

- 住所・電話番号
- 事務所名
- 氏名(改姓等) 等

加入内容の
変更
ご照会
お問い合わせ先

取扱代理店：有限会社エス・アール・サービス
東京都中央区日本橋本石町3-2-12
社労士会館
TEL 03-6225-4873
<https://www.sr-service.jp>

**加入者さま専用ページ*から
最新の加入内容が確認できます。**



上記取扱代理店HP→【加入内容の確認・変更・解約】→
【加入者さま専用ページ】からアクセスください！
*東京海上日動火災保険株式会社労士賠償保険加入者さま専用HP

社労士 賠償保険 エスアールサービス

検索

(幹事引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

保険期間 2024年12月1日午後4時～2025年12月1日午後4時

ご加入にあたっては、申込Webサイトよりお手続きください。

申込Webサイトへは（有）エス・アール・サービスHPからアクセスできます。▶

サイバーリスク保険（特約）のご加入も併せてご検討ください！

毎月中途加入可。毎月1日～25日申込締切・翌月1日補償開始 ※11/1加入のみ10/15締切



取扱代理店 有限会社エス・アール・サービス ☎ 03-6225-4873

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）広域法部法人第二課 ☎ 03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社（非幹事保険会社）

※この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、社会保険労務士開業会員等を被保険者とする団体契約です。詳細は保険約款(WEB約款)、有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。)によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

社労士 賠償保険 エスアールサービス 検索

<https://www.sr-service.jp>

お知らせ

全国社会保険労務士会連合会 “社会保険労務士向け”・“関与先企業向け” 「使用者賠償責任保険制度」のご案内

関与先企業向け
サイバーリスク保険 募集中！！

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●労災認定を受けない場合であっても、セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛（それに起因する身体の障害を含みます。）または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

●お問い合わせ先（提携募集代理店）：東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（TAC）公務広域法部

〒104-0033 東京都中央区新川1-8-6 秋ビルディング6階

・電話番号 フリーダイヤル 0120-015-466 IP電話からは03-4332-4010（受付：平日9時～17時）

・専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

TAC 使用者賠償責任保険 で 検索

※保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（TAC）」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡してあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

【事務幹事代理店】有限会社エス・アール・サービス（TEL 03-6225-4873）

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

2024年1月作成 23TC-007079

理事会だより**[理事会]**

※令和6年10月21日(月)県会事務局会議室において、第277回理事会を開催した。

議題

- 1 退会した会員の既納付会費返還訴訟について
- 2 地域協議会・地域連絡会について
- 3 愛媛大学との連携協定について
- 4 次期役員の選出スケジュールについて
- 5 各委員会・支部の予算等について
- 6 令和7年新春賀詞交歓会の出席者について
- 7 各委員会・支部報告
- 8 その他 各種議事録の公開について

委員会だより**[総務委員会]**

※令和6年10月22日(火)県会事務局会議室において、開催した。

- 1 前回議事録の確認について
- 2 令和6年10月号会報編集について
- 3 令和7年1月号会報準備について
- 4 県会HPのリニューアルについて
- 5 その他 質疑・意見交換について

[財務委員会]

※令和6年12月9日(月)県会事務局会議室において、開催した。

- 1 令和6年度上半期予算執行状況について
- 2 その他

[事業委員会]

※令和6年12月17日(火)県会事務局会議室において、開催した。

- 1 無料相談会のアンケート結果について
- 2 専門業務登録希望確認票について
- 3 次年度の事業計画案並びに収支予算案について
- 4 その他

[研修委員会]

※令和6年10月7日(月)県会事務局会議室において、開催した。

- 1 第1回必須研修会の振り返りについて
- 2 第2回必須研修会について
- 3 今後の研修予定について

※令和6年11月22日(金)第2回必須研修会を開催した。

場所 ホテルマイステイズ松山

内容

- 1 講義 「超人材採用難・質上げ時代に求められる中小企業の人事制度構築支援～従業員数50人までの人事コンサルは社労士の役割、その提案と実務～」
- 2 講義 ①「働くことの歴史とデジタル化の課題」
②「社労士が知識として知っておいた方が良い法的側面からの留意点と今後の展望」
- 3 パネルディスカッション
『法律家・水町先生×実務家・大津先生 スペシャルLIVE 愛媛バージョン』
①「これから社労士業界を取り巻く情勢の変化とその対応」
②「教えて水町先生！大津先生！お二人に日頃の質問聞き放題コーナー」

※令和6年12月4日(水)IT-BCPセキュリティ研修会を開催した。

場所 ホテルマイステイズ松山

内容

- 1 講習 『社労士事務所向け セキュリティインシデント対応機上演習』～サイバーリスクに関する意識向上、セキュリティ事故の未然防止及び情報セキュリティインシデント対応時の知識習得～
- 2 演習 ①「初動対応」グループワーク
②「対応・公表」グループワーク

支部だより**[東予支部]**

※令和6年10月29日(火)東予支部労働関係研修会を開催した。

場所 BEER TERRACE TERMINAL 02

内容

- 1 今治労働基準監督署
「変形労働時間制導入における注意点」
- 2 今治公共職業安定所
「育児・介護休業法の法改正、各種助成金の実務ボイント・不支給事例等」
- 3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
「65歳超雇用推進助成金について」

※令和6年11月18日(月)東予支部役員会を開催した。

場所 SAIJO BASE

内容

- 1 令和6年度東予支部厚生事業最終打合せについて
- 2 令和6年度次回東予支部幹事会について(1月28日)
- 3 支部総会について
- 4 その他

[中予支部]

※令和6年11月18日(月)中予支部役員会を開催した。

場所 県会事務局会議室

内容

- 1 令和6年度厚生事業について
- 2 令和6年度次期理事候補選任について
- 3 年間スケジュールについて
- 4 その他

[南予支部]

※令和6年10月18日(金)宇和島年金事務所との連絡会議を開催した。

場所 宇和島年金事務所

内容

- 1 愛媛県社会保険労務士会南予支部からの連絡事項について
- 2 日本年金機構宇和島年金事務所からの連絡事項について
- 3 その他

※令和6年11月7日(木)南予支部労働関係研修会を開催した。

場所 大洲プラザホテル 多目的ホール

内容

- マイナ保険証について

中国・四国地域協議会の動き

※令和6年11月1日(金)

中国・四国地域協議会及び地域連絡会(愛媛県開催)

2024年度版

全国社会保険労務士会連合会共済会福利厚生制度

全国社会保険労務士会連合会共済会は、会員の皆様の福利厚生のため、さまざまな商品をご用意しておりますので、会員の皆様に安心して業務にお取り組みいただけるよう、ご活用ください。

資料請求はインターネットから可能です

全国社会保険労務士会連合会共済会ホームページ
よりアクセスできます。

 <https://www.shakaihokenroumushi.jp/tabid/495/Default.aspx>



全国社会保険労務士会連合会
共済会

新 入 会 員 紹 介



【氏名】 恵吏
【所属部】 菅部
【年齢】 38歳
【開業／勤務／その他】 開業



【氏名】 弥生
【所属部】 坪内部
【年齢】 38歳
【開業／勤務／その他】 勤務

- ① 社会保険労務士となった動機
資格通信講座のパンフレットで社労士のことを知りました。労働に関する専門家として、「働く」ことをサポートすることに興味を持ち、資格取得を目指しました。
- ② 自己紹介
私は街の電器屋で家族と共に働いています。社労士とは全く畠違いの仕事ですが、思い切って登録しました。趣味は体を動かすことです。この冬、初めてのフルマラソン完走に向けてトレーニングをしています。
- ③ 今後の抱負
経営者や従業員の皆様が生き生きと働ける職場を作るために、少しでもお手伝いできるよう努力していきたいと思っています。
- ④ 会への意見・要望
わからないことが多いですが、研鑽に励んでいきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

- ① 社会保険労務士となった動機
社労士である母の仕事を身近で見ていて、多くの相談や手続きがあり、社労士の知識は生活していく中で役に立ち、それを専門とする仕事に就きたいと思いました。
- ② 自己紹介
社会人となってから事務職として勤務し、地道に仕事をするのは得意ですが、営業スキルは今後の課題です。子供の頃から父親の勉強よりも健康第一！という教えを守り、ジム通いは欠かさず続けています。美味しい物を食べてその分走るというのが日課です。
- ③ 今後の抱負
勉強の大切さを今更ながら感じています。この思いを忘れる事なく、幅広い知識を持つよう色々な資格に挑戦したいと思います。
- ④ 会への意見・要望
情報提供、会議の準備などご多忙と存じますが、ご指導の程よろしくお願ひ致します。



【氏名】 庄多
【所属部】 高橋部
【年齢】 31歳
【開業／勤務／その他】 開業



【氏名】 香明
【所属部】 西山部
【年齢】 43歳
【開業／勤務／その他】 勤務

- ① 社会保険労務士となった動機
現在、保険代理店の代表を務めております。変化する時代の中お客様に選ばれ続けていくため違いを付けたいと考え、保険業と親和性の高い社労士を目指しました。
- ② 自己紹介
西条市で開業させていただきました。上記の通り保険代理店の代表で、2年前に現在の役職へ就かせていただきました。2歳と4ヶ月の娘がいる二児の父です。社労士としても経営者としても、父親としてもひょっこです。毎日少しずつ成長していきたいと思ってます。
- ③ 今後の抱負
卒業後ずっと保険の営業をしてきました。その中で身に付いた知識と社労士としての知識を組合せて私にしかできないサービス、サポートを提供していきたいです。
- ④ 会への意見・要望
研修などを通じたくさんの知識や経験を積んでいきたいと思っております。精進していきますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

- ① 社会保険労務士となった動機
前職で総務の仕事を就いた際、自分に向いていると感じ、総務の仕事を一生の仕事にするために社会保険労務士の資格を取ることを思いつきました。試験に合格したのは12年前ですが、今回勤務先の事務所の法人化という節目に登録することになりました。
- ② 自己紹介
現在2歳の子供を育てながら勤務しております。世のパパママがどんなに日々頑張っているのかを思い知らされる毎日です。趣味は国内旅行です。生涯のうちに全ての都道府県を訪れたいと思っています。
- ③ 今後の抱負
これまで同様に丁寧なサービスを心掛け、私共に仕事をさせて良かったと感じていただける社労士事務所であり続けるために日々精進したいと思います。
- ④ 会への意見・要望
平素より大変お世話になっております。至らぬ点がございますが、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名譽と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならぬ。

今後の行事予定

- 2/18(火) 総合労働相談所相談員研修会
※対象者のみ
- 2/20(木) 東予支部総会
- 2/26(水) 中予支部会
- 2/28(金) 新規入会者及び開業準備研修会
※対象者のみ
- 2月～3月 倫理研修（eラーニング）
※対象者のみ
- 3/4(火) 愛媛大学と愛媛県社会保険労務士会との連携協力協定調印式および締結記念セミナー
- 3/6(木) 南予支部総会・研修会
- 3/14(金)・15(土) 中国・四国地域協議会社会保険労務士研修会（香川）
- 3/19(水) 労働安全衛生管理研修会
(今治市・八木酒造)

会員の動き

〈個人会員〉 令和6年12月31日現在

	東予支部	中予支部	南予支部	合計
開業	70	147	22	239
法人の社員	10	27	3	40
勤務	11	35	4	50
その他	5	26	1	32
勤務・その他合計	16	61	5	82
合計	96	235	30	361

〈法人会員数〉

区分	東予支部	中予支部	南予支部	合計
法人会員	9	19	2	30
上記の内、一人法人会員	5	7	0	12

発行所 愛媛県社会保険労務士会

〒790-0813

愛媛県松山市萱町4丁目6番地3

電話 (089) 907-4864

ファクシミリ (089) 923-1133

銀行口座 伊予銀行松山駅前支店

普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail ehime4@ehime-sr.or.jp

発行人 中井 康策

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号

不二印刷株式会社

編集後記

新年あけましておめでとうございます。

今年のお正月休みはゆっくりと過ごすことができました。おせち料理は完璧とまではいきませんでしたが、餅つきをして、ぶり、かずのこ、いなり寿しを食べて、楽しいひとときを満喫しました。皆さまのお正月はいかがでしたでしょうか？

寒さ厳しい季節に加え、インフルエンザも猛威をふるつておりますので、どうぞ体調には十分お気をつけください。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます！

(T)